

「福島県貿易促進協議会」への入会のご案内（平成29年度）

福島県貿易促進協議会は、県内企業等の国際経済交流・ビジネス活動を総合的に支援するため、県内企業等のもとより、県、市町村、経済団体等が一体となって平成6年9月に設立されました。平成20年4月からは、東アジア市場の拡大に伴い支援ニーズが高まっている県産品販路開拓等貿易振興に係る機能を強化し、各種事業を展開しております。

本協議会では、会員のニーズに沿った有益な事業の実施に努めるなど、各種事業の拡充を図っており、下記により会員を募集しております。

国際ビジネスに従事している方、海外販路開拓に御関心のある方は、是非この機会に本協議会に御入会いただき、積極的に活用くださいますよう御案内申し上げます。

記

1 会 費

会員の会費は一口7,200円とする。ただし、次の会員については会費を免除する。

- 1 帰還困難区域等を有する市町村会員
- 2 本社が帰還困難区域等にあり、移転を余儀なくされた企業等会員

※帰還困難区域等とは H28.4.1 現在において、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域のいずれかに指定されている区域をいう。（帰還困難区域等を有する市町村：南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

2 事業内容

①貿易振興事業

県産品の海外販路開拓のため、アジア地域を中心に現地商社に対し県産品を提案し商談等を実施します。また、海外において商談または販売促進活動のため、海外へ渡航する食品関連会員等の支援を行います。

②経済交流支援事業

海外において商談または販売促進活動のため、海外へ渡航するものづくり関連会員等の支援を行います。

③人材育成・情報収集提供事業

貿易実務に関する研修や国際的な人材育成のための支援を行います。また、会員の関心の高い経済交流分野の専門家を招いて、各種セミナー等を開催します。

④広報事業

メールマガジン（ジェットロ福島）等により各種広報を行います。

3 会員への支援内容

- ①海外販路開拓に関する支援（貿易手続き相談、海外のバイヤーに対する県産品の提案、商談）
- ②海外における商談・販売促進活動に係る支援（助成事業）
- ③各種セミナー、貿易実務講座等の受講（無料）
- ④海外経済・貿易等に関する海外情報の調査の実施 等

4 問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎10階

福島県貿易促進協議会事務局（福島県商工労働部観光交流局県産品振興戦略課内）

TEL：024-521-7326 FAX：024-521-7888

HP <http://www.f-bsk.com/>（『協議会概要』欄より様式ダウンロード可能です。）

e-mail：trade-promotion@pref.fukushima.jp